

施工実績を求める場合の発注者の範囲について

平成26年1月10日

平成26年1月15日（水）付の公告より施工実績を求める場合の発注者の範囲を下記のように変更します。

《変更前》

国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人

《変更後》

国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人 及びその他の法人

※「その他の法人」は、次ページでご確認ください。

その他の法人について（平成26年1月10日現在）

公告記載の「その他の法人」は次に示す法令に該当し、公共公益施設の整備に関する事業を営む法人である。

鉄道

「鉄道事業法」第2条に定める「第一種鉄道事業者」、「第三種鉄道事業者」及び「索道事業者」並びに「軌道法」第3条に定める軌道経営者

空港

「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第4条に該当する者

港湾

「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」第3条により、特定外貿埠頭の管理運営を行う者として国土交通大臣が指定した法人

電気

「電気事業法」第2条に定める「一般電気事業者」、「卸電気事業者」に該当する者

ガス

「ガス事業法」第2条に定める「一般ガス事業者」に該当する者

通信

「電気通信事業法」第9条の登録を受けたもの及び第16条第1項の規定による届け出をした者